公　告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第４９号
群馬県高崎市飯塚町169番地　市住15号
債務者　芹澤紀元江
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第２２８号
埼玉県川口市芝園町３番２―1303号　芝園団地
債務者　望月　真哉
1　決定年月日時　平成27年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４９８号
埼玉県所沢市東所沢１丁目20番地の１　内山コーポ201
債務者　井上　正義
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１２号
岩手県奥州市水沢区佐倉河字杉ノ堂84番地１　啓愛会合同宿舎　105号室、前住所岩手県奥州市水沢区羽田町字上小谷木26番地　リバーサイドプラス１―103号室
債務者　四日市拓也
1　決定年月日時　平成27年４月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２７年（フ）第８２号
埼玉県入間市黒須１丁目12番　１―214号
債務者　仲田　惠美（旧姓佐川）
1　決定年月日時　平成27年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１１０号
埼玉県川越市大字下広谷1049番地５　大畑戸建６号棟
債務者　宗像　清治
1　決定年月日時　平成27年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４１号
静岡県駿東郡清水町伏見152番地の４　ストークハウス伏見303
債務者　鈴木　政孝
1　決定年月日時　平成27年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第６０号
静岡県三島市中島312番地の10
債務者　岩田　優子（旧姓西川）
1　決定年月日時　平成27年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第７１号
静岡県駿東郡長泉町下土狩454番地の１
債務者　髙橋　君子
1　決定年月日時　平成27年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第３２号
北海道中川郡本別町東町17番地１
債務者　小林　栄子
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月28日まで　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第８６号
岩手県北上市鬼柳町宿141番地　サンフラワーＢ棟102号、旧住所岩手県奥州市江刺区岩谷堂字中野45番地４
債務者　菊地　　愛
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月28日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３３号
群馬県邑楽郡大泉町大字寄木戸1303番地の３　レジデンス・ホリ109号、前住所群馬県邑楽郡大泉町坂田５丁目７番10号
債務者　内山スザナ・マルタこと　ＵＴＩＹＡＭＡ　ＳＵＺＡＮＡ　ＭＡＲＴＡ
1　決定年月日時　平成27年４月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月28日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第５３号
静岡県富士市比奈1073番地の３
債務者　今野紀美子
1　決定年月日時　平成27年４月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月28日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第５９号
香川県高松市勅使町827番地２　グランディール片山Ａ―101
債務者　鎌田　達也
1　決定年月日時　平成27年４月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月28日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２４７号
茨城県土浦市虫掛3423番地　Σハウス虫掛302号
債務者　小野　　究
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第５４号
茨城県石岡市池の台10051番地　２Ａ―12
債務者　比氣　　勇
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係